

宍粟市教育委員会告示第4号

宍粟市学童保育事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

平成31年3月7日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市学童保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

宍粟市学童保育事業実施要綱（平成25年宍粟市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

城下学童保育所	宍粟市山崎町御名20番地2	おおむね60人	学童保育
---------	---------------	---------	------

」

を

「

城下学童保育所	宍粟市山崎町御名20番地2	おおむね60人	学童保育
戸原学童保育所	宍粟市山崎町宇原322番地2	おおむね20人	学童保育

」

に、

「

一宮北学童保育所	旧宍粟市立三方小学校内	おおむね30人	学童保育
三方げんき学童保育所	宍粟市立三方幼稚園内	おおむね30人	あずかり保育

」

を

「

一宮北学童保育所	宍粟市一宮町三方町274番地	おおむね30人	学童保育
----------	----------------	---------	------

」

に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。